

第23期佐世保市農業委員会第19回総会議事録

1 開催日時 平成30年12月26日(水) 13時30分から14時40分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

| | | | |
|--------|-----------|--------|------------|
| 委員 1番 | 有馬 秀志 | 委員 11番 | 近藤 誠 |
| 委員 2番 | 川上 宗康 | 委員 12番 | 富川 利光 |
| 委員 3番 | 阿波 茂敏 | 委員 13番 | 水口 一男 |
| 委員 4番 | 長谷川 清美 | 委員 14番 | 田中 広昭 |
| 委員 5番 | 八並 秀敏(会長) | 委員 15番 | 西尾 政喜 |
| 委員 6番 | 浦 清一 | 委員 16番 | 赤木 行秀 |
| 委員 7番 | 川口 勇二 | 委員 17番 | 松永 信義(副会長) |
| 委員 8番 | 小川 徳衛 | 委員 18番 | 内野 正実 |
| 委員 9番 | 井手 源一郎 | 委員 19番 | 大宅 和子 |
| 委員 10番 | 辻 茂樹 | | |

4 欠席農業委員(なし)

5 出席推進委員(18名)

| | | | |
|-------|-------|----------|--------|
| 針尾地区 | 原 和文 | 皆瀬地区 | 山口 良行 |
| 江上地区 | 北村 憲治 | 中里地区 | 永田 富士夫 |
| 宮地区 | 坂口 要 | 相浦、九十九地区 | 伊賀崎 典正 |
| 三川内地区 | 中里 政義 | 吉井地区 | 近藤 博 |
| 早岐地区 | 久野 利幸 | 世知原地区 | 岩佐 孝 |
| 日宇地区 | 磯本 安男 | 宇久地区 | 菅 徳雄 |
| 佐世保地区 | 松永 豊吉 | 小佐々地区 | 松田 眞 |
| 柚木地区 | 宮崎 敦 | 江迎地区 | 小川 憲人 |
| 大野地区 | 牟田 昇 | 鹿町地区 | 山口 英男 |

6 欠席推進委員(なし)

7 農業委員会事務局職員

| | |
|--------|--------|
| 事務局 局長 | 堤 正英 |
| 事務局 次長 | 中里 忠義 |
| 事務局 係長 | 天羽 孝太郎 |

事務局主査 博多屋 孝昭
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 小村 貴光
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主事 小宗 翔太

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第186号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第187号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第188号議案 非農地証明願について
第189号議案 非農地通知について
第190号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第191号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について
第192号議案 農用地利用集積計画(案)について
第193号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第194号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について
報告5 農地転用許可不要案件の受理について
報告6 簡易な農地改良届出書の受理について
報告7 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告8 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告9 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第19回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。
やっど冬らしい天気になってまいりました。今日は今年最後の総会ということで、暮れのお忙し中
に出席いただきありがとうございます。先日、市長に対し、4項目にわたる意見を提出してまいり
ました。改めて検討して回答するということがございました。
今年も残すところわずかとなりましたが、23期の農業委員の任期も約半分が過ぎようとしてい

ます。皆様のご協力によりまして、こうしてつないでこられたと思います。

簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は欠席の届出はあつておらず、全員出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます、それでは、③議事録署名人については、2番 川上宗康委員、4番 長谷川清美委員、補充として6番 浦清一委員にお願いいたします。

それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 それでは議事に入ります。第186号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第186号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、宮地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、瀬道町の2筆。地目は、登記畑、現況荒地です。面積は、2筆合計425㎡。転用目的は、農業用倉庫建築です。施設は、倉庫1棟、建築面積は52.99㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で、第1種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは、瀬道町宮ノ田公民館より東に約70mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高1.00m。法面保護をする。30度程度の緩やかな傾斜で行い、斜面には芝貼りを行うので被害の恐れはない。日照通風は、建物高を加減5.9m。周辺は自己所有の宅地敷地、荒地と山林のみであり、前面は市道により何ら被害の恐れはない。排水計画は、雨水は溜桝から水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。預金残高証明書添付。都市計画法関係は、許可不要です。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番 宮地区。

3番 3番の阿波です。12月25日に坂口推進委員と転用者にて現地を調査してまいりました。

この場所は転用者の自宅のすぐ脇になります。周囲は山林、荒地等となっており、特に問題ないと見てきました。以上です。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおり、問題ないものと思います。以上です。

議 長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第186号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第187号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第187号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、萩坂町の2筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は2筆合計571㎡です。転用目的は一般住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟木造ガルバリウム鋼板葺2階建、延床面積172.24㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは宇都宮神社より北に約180mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。進入路部分が現在土羽の状態であるものを擁壁を設け土砂の流出を防止する。日照通風、建物高を加減8.3m程。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面・立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、相浦・九十九地区。借受又は譲受人、貸渡又は譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、母ヶ浦町の17筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は17筆合計16,596㎡。転用目的はソーラーパネル設置のため。権利は、賃借権設定並びに所有権移転売買です。施設は、太陽光パネル6,540枚、パワーコンディショナー2基です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、小野川母ヶ浦橋より南に約80mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、パネル高を加減2m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。事業計画認定通知書添付。計画平面、立面図添付。融資予定証明書添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法関係は許可不要です。こちらは、30aを超える転用案件になりますので、農業会議への諮問が必要となります。つきましては、1月10日に開催される、第10回常設審議員会にて説明を行う予定としております。

3番、相浦・九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、下船越町の2筆。地目は、登記田、現況は荒地、面積は2筆合計2,962㎡。転用目的は資材置き場。権利は所有権移転売買です。施設は資材置場・積降場1,556㎡、通路975㎡、緩衝地帯431㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたし

ます。参考事項としまして、こちらは、下船越町名切公民館より南に約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、設備の設置等、影響を与えるような行為は行わない。排水計画、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は許可不要です。

4番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町楠泊の1筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は24㎡。転用目的は販売所建設。権利は、所有権移転売買です。施設は、販売所1棟木造平屋建、延床面積124.21㎡、カキ小屋1棟建築面積198.74㎡、駐車場59台2,235.14㎡です。併用地があり、計画全体面積は5,044㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、県道佐々鹿町江迎線長迫トンネル近くの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。日照通風、建物高を加減4.2m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水はくみ取り。生活雑排水は溜桝から水路。土地利用計画平面図、建物平面・立面図添付。預貯金残高証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上4件ですが、1番の宮地区の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておりますので、大宅委員には一時退席していただいた上で、この案件を先行してご審議していただけたらと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長 1番につきましては、大宅委員が代理で申請されていますので、先に審議します。大宅委員は一時退席願います。

～大宅委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、宮地区。

3 番 3番の阿波です。12月25日に坂口推進委員と転用者と現地を確認しました。
道路に面して住宅が連なっている場所です。隣接がみかん畑となっているのですが、その
耕作者とも話ができており、被害防除計画どおりなされれば問題ないと見てきました。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおり、問題ないものと思います。以上です。

議 長 この件について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 それでは1番の案件については許可相当として県に進達いたします。大宅委員につきましては入室し、着席してください。

～大宅委員着席～

議 長 それでは1番を除く案件につきまして、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。2番、3番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番の富川です。12月25日に伊賀崎推進委員と現地を確認してきました。
2番の案件は、こちらは0m地帯で、2mぐらいの高さでパネルを張るということの内容でした。
3番は、建築資材を置くというもので、すぐ横に田があるのですが、そこには影響がないようにするとのことで、周りとも話をしているようでした。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 相浦・九十九地区の伊賀崎です。富川委員が説明された内容で問題ないと思います。

議 長 はい、それでは、次に、4番、小佐々地区。

1 6 番 16番の赤木です。12月21日に松田推進委員と現地を確認してまいりました。
周りには、農地、住宅地ともにありませんので、問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

松田委員 小佐々地区の松田です。赤木委員が言われたとおり、問題無いと思います。

議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

議 長 それでは、私の方から2番の案件についてですが、現地は湿地のようですが、土台等は大丈夫なのでしょうか。

事務局 パネルを置く基礎の固定の仕方ですが、地中に2m程度の杭を四方にクロスさせた形で設置するということで、それで沈み込み等がないように対策されています。

議 長 他に質問はありませんか。

1 5 番 15番の西尾です。先ほどの説明の中で、0m地帯ということでしたが、水害が起きたときに水没する恐れはありませんか。

1 2 番 12番の富川です。かなり前の水害でも、そこだけは浸かっていないです。今は、ポンプが設置されているので、なおさら浸からないと思います。

議 長 他に質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第187号議案については許可相当として県に進達いたします。次に、第188号議案 非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 失礼します。第188号議案 非農地証明願について、ご説明いたします。

1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、藤原町の一筆。地目は、登記田、現況宅地。面積は、32㎡です。願出の理由としては、転用目的住居・物置として、昭和44年10月24日付農地法第5条許可済み。その後、同時に許可を受けた隣接地は、昭和45年6月10日に登記地目が宅地に変更され、当該願出地は、当時より住宅への通路及び敷地の一部として利用されている。参考事項としまして、こちらは、藤原3組公民館から東側の方向、約240mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

2番、柚木地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は、筒井町の2筆。地目は、登記、現況ともに宅地で、いずれも課税地目が畑となっております。面積は、2筆合計37.75㎡です。願出の理由としては、平成6年11月、売買により当該土地を取得した時には、既に現在の通路や法面の状態であり、その後一切耕作は行っておらず、地域住民が利用する道路及び宅地の法面となっている。参考事項としまして、こちらは、柚木新町公民館から北東側の方向、約250mの位置にあり、市街化区域で、事由の②-3-3に該当します。

以上、2件です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番 日宇地区。

6 番 6番の浦です。12月23日に磯本推進委員と現地確認を行いました。こちらは市街化区域でございまして、道路の一部として利用されていまして問題はありません。以上です。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

- 磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおり、問題ありません。以上です。
- 議 長 はい、それでは、次に、2番、柚木地区。
- 8 番 8番の小川です。12月24日に宮崎推進委員と現地確認を行いました。
一筆は通路の状態、もう一筆は法面となっていました。どちらも農地ではない状態でした。以上です。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 宮崎委員 柚木地区の宮崎です。今報告のとおり、何ら問題はありません。以上です。
- 議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 委 員 (なし)
- 議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 農業委員 (挙手多数)
- 議 長 ありがとうございます。それでは第188号議案について非農地証明書を交付することといたします。
次に、第189号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 第189号議案 非農地通知について説明いたします。
今回の非農地通知案件は、合計で253筆、面積103,549.64㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。
以上です。ご審議よろしく申し上げます。
- 議 長 55番につきましては、宮崎委員の案件になりますので、先に審議します。宮崎委員は一時退席願います。
- ～宮崎委員退席～
- 議 長 はい、55番について何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは55番の案件については非農地通知を発出することといたします。宮崎委員につきましては入室し、着席してください。

～宮崎委員着席～

議 長 それでは、その他の案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第189号議案について、非農地通知を発出することといたします。

次に、第190号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第190号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番相浦・九十九地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地小野町3筆、登記地目は田、現況、休耕地。面積は合計947㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。なお、経営面積は38aとなっておりますが、参考事項に記載のとおり、後の議案で1,288㎡の利用権を設定予定です。下限面積50aは超える見込みであり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたすものと考えます。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番の富川です。12月25日に伊賀崎推進委員と現地確認をいたしました。現在は畑の状態となっており、譲受人に耕作の意思を確認しました。以上です。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

伊賀崎委員 相浦・九十九地区の伊賀崎です。富川委員が言われたとおり、問題ありません。以上です。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第190号議案について、許可することといたします。
次に、第191号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第191号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、ご説明します。

1番、日宇地区。相続人、被相続人は記載のとおりです。特例適用農地の所在は、日宇町の4筆。地目は全て田。面積合計で2,840㎡。全て市街化区域です。相続開始年月日は平成24年2月22日。引き続き農業に従事していた期間は、平成27年12月26日から平成30年12月26日です。

この相続税の納税猶予につきましては、3年ごとに継続の届出を税務署に提出することになっておりまして、その添付書類として農業経営継続証明が必要となるため、今回、議案として上程しています。

該当者の農業経営状況について、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、日宇地区。

6 番 6番の浦です。12月23日に磯本推進委員と現地確認をいたしました。
対象者は花農家で、立派に耕作されていましたことを報告します。以上です。

議 長 地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおり、問題ありません。以上です。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは第191号議案 納税猶予(相続税)に関する農業経営継続証明について、継続証明を交付することといたします。

次に、第192号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第192号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、早岐地区1、相浦・九十九地区1件、吉井地区1件、世知原地区3件、宇久地区2件、江迎地区10件、鹿町地区6件の計24件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、利用権設定の1番は、早岐地区の八並会長の、21番は、鹿町地区の内野委員の案件になりますので、この2件を先行してご審議いただけたらと考えています。よろしくをお願いいたします。

議長 はい、1番の案件が私、21番の案件が鹿町地区の内野委員に関連いたしますので、先に審議いたします。内野委員は一時退席をお願いします。また、私も退席し、議事の進行を副議長にお願いします。

～八並委員、内野委員退席～

副議長 それでは、1番と21番の案件について、質問はありませんか。

委員 (なし)

副議長 それでは、1番と21番の採決をいたします。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

副議長 ありがとうございました。1番と21番の案件は承認いたします。八並委員、内野委員は入室し、着席してください。

～八並委員、内野委員着席～

議長 はい、それでは1番と21番を除く他の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第192号議案の利用権はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第193号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第193号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、針尾地区1件、三川内地区4件、柚木地区3件、大野地区1件、世知原地区1件で、合計10件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第193号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第194号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第194号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、針尾地区2件、三川内地区4件、柚木地区3件、大野地区1件、世知原地区1件で、合計11件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第193号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは第194号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、報告事項に移ります。報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告についてご説明いたします。日宇地区2件、吉井地区1件、宇久地区1件について、相続及び時効による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。以上、報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年12月6日付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区1件の計2件受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成30年11月20日、11月26日、12月6日、12月10日、12月14日、12月18日付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区5件、佐世保地区3件、大野地区1件、相浦・九十九地区1件の計11件受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、ご説明いたします。宮地区において、先月の第18回総会案件について取下申立書が提出され、受理しております。取下の理由等につきましては、記載のとおりです。以上報告いたします。

議 長 報告5 農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告5 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明いたします。農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、早岐地区1件、相浦・九十九地区1件の計2件を受理しております。また、電気事業の農地転用許可不要案件として、吉井地区1件を受理しております。以上報告いたします。

議長 報告6 簡易な農地改良届出書の受理について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告6 簡易な農地改良届出書の受理について、ご説明いたします。盛土の高さ0.5m以内の農地改良を行うことを目的とした簡易な農地改良届出書について、早岐地区1件、相浦・九十九地区1件の計2件を受理しております。以上報告いたします。

議長 報告7 裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告7 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明いたします。法務局における地目変更登記申請に伴い、佐世保地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。以上報告いたします。

議長 報告8 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告8 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、ご説明いたします。都市計画法に係る開発計画事前審査会が、中里地区の1件について開催されております。以上報告いたします。

議長 報告9 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告9 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、江迎地区1件の解約通知を受理しております。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事務局 **【違反転用事案報告について】**

【農地利用最適化業務について】

【農業委員会だよりの発行について】

【遊休農地にかかる意向調査の回収について】

【今後の各種スケジュールについて】

【宇久メガソーラー事業にかかる状況報告について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第19回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。